

栄東まちづくり協議会・委員会

平成 29 年 6 月 8 日(木) 18:30 ~
栄東まちづくり協議会会議室

議題：

1 街頭防犯カメラの整備に係る総合評価（プロポーザル）による入札

(1) 6/5 防犯防災快適部会において審議・決定した内容

- ・ 部会資料（添付資料）
- ・ 仕様書（添付資料）
- ・ プロポーザル募集要項（添付資料）

(2) プロポーザル応募の依頼

6/5 防犯防災快適部会契約審査会で 5 者を選定

(3) 今後の進め方

6 月早期	栄 5 丁目内の防犯カメラの概ねの位置の承認取り付け (6/15 栄東発展会)
6/15 以降 募集から 20 日後	応募依頼、ウェブサイトへの募集要項、仕様書の掲載 募集締切、部会での審査、受託候補者の決定、契約
9 月中	工事完了、稼働

2 その他

報告事項：

1 部会の進捗

5/25 にぎわい部会	無線 LAN (Free Wi-Fi) とアプリの説明会
6/ 5 防犯防災快適部会	(前述)
6/ 7 多文化共生部会	部会資料（添付資料）

2 栄東まちづくり協議会ニュース第 2 号

(添付資料)

3 その他

栄東まちづくり協議会 防犯防災快適部会

平成 29 年 6 月 5 日 18:30 ~
栄東まちづくり協議会会議室

1 防犯カメラ整備の仕様書、プロポーザル募集要項

- (1) 仕様書
別添「仕様書」
- (2) プロポーザル要項
別添「栄東地区における街頭防犯カメラ整備業務に係るプロポーザル要項」

2 募集の方法等

(1) 募集方法

財務規程第 36 条を考慮し、名古屋市競争入札参加有資格者名簿の中から、工事請負又は物品の買入れ等の入札に参加することができる資格を有する者のうち 5 者以上に応募依頼するほか、協議会ウェブサイトで募集する。

栄東まちづくり協議会財務規程
(指名競争入札参加者の指名等)

第 36 条 指名競争入札により契約を締結しようとするときは、名古屋市契約規則の規定に基づいて作成された名古屋市競争入札参加有資格者名簿の中から、当該入札に参加することができる資格を有する者のうち 5 人以上を当該入札の参加者に指名しなければならない。ただし、契約の性質その他の理由により特に必要な場合においては 4 人以下とすることができる。

- 2 前項の規定による指名は、名古屋市契約事務手続要綱に準じて行うものとする。
- 3 第 1 項の場合においては、入札の条件を指名する者に通知しなければならない。

(2) 応募依頼者の選定

どこに依頼したかが公になることを防止するため、下記の者で構成される審査会で応募依頼者を選定する。

防犯防災快適部会部会長、副部会長(3)
協議会副会長(地域代表)(1)
協議会事務局長(1)

3 今後の日程(予定)

6/8(木) 協議会・委員会で募集要項、仕様書の審議

栄東まちづくり協議会財務規程
(総合評価による入札)

第 41 条 会長は、指名競争入札により契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質または目的から第 38 条第 1 項の規定により難しいときは、この規定に関わらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした者のうち、価格その他の条件が協議会にとって最も有利なものをもって申し込みをした者を落札者とすることができる。

- 2 会長は、前項の規定により落札者を決定しようとするときは、あらかじめ協議会に諮り選定基準及び選定方法を定め、これを公表しなければならない。

6月早期	栄5丁目内の防犯カメラ設置の概ねの位置の承認取り付け
6/12の週	上記2(2)で選定された者への応募依頼、ウェブサイトへの募集要項、仕様書の掲載
1か月後	募集締切、部会での審査、受託候補者の決定、契約
9月中	工事完了、稼働

4 防犯灯、商店街灯の実態調査

設置場所、設置主体、設置日、補助金使用の有無（5年以上経過は不要）、広告主の有無、電気料の負担者等を調査する。

5 その他

栄東地区における街頭防犯カメラ整備業務説明書

1 件名

栄東地区における街頭防犯カメラ整備業務

2 目的

栄東地区（栄四丁目及び五丁目）には愛知県警、栄東まちづくりの会及び老松学区第6町内会が設置した街灯防犯カメラが運用されている。本業務では、老朽化した栄東まちづくりの会が設置した防犯カメラを更新し、愛知県警が現在及び将来設置、更新を予定している防犯カメラ並びに老松学区第6町内会が設置した防犯カメラではカバーできない地域に整備することにより、栄東地区の地域防犯力を向上させることを目的とする。

3 新設場所

前記2の目的のため、栄五丁目地区内の道路にある名古屋市設置の街路灯、中電柱、NTT電柱、町内会又は地域団体設置の街灯、防犯灯、民間敷地内施設に取り付けるもので、「栄東まちづくり協議会・街頭防犯カメラ整備に係るプロポーザル要項」に基づき応募し、契約候補者となった者（以下、「契約候補者」という。）と栄東まちづくり協議会（以下、「協議会」という。）が契約候補者の提案に基づき協議のうえ決定する場所。

なお、老松学区第6町内会が設置、運用している街頭防犯カメラ（図1参照）は引き続き運用されることを前提とする。

4 設置品目及び数量等

契約候補者と協議会が契約候補者の提案に基づき協議のうえ決定する下記のもの。

(1) カメラ及び周知用告知表示

契約候補者の提案に基づき協議会と協議した仕様及び台数

(2) カメラ映像の取出し、再生に必要なハードウェア及びソフトウェア

協議会が所有するPCにバックアップ、再生することを前提に、記録装置からのカメラ映像の取出し、PCで再生するために必要なハードウェア及びソフトウェア

参考：協議会デスクトップPCの仕様

OS	Windows10 64bit
CPU	Corei7 6700 3.4GHz
メモリー	16.0GB
グラフィックボード	GTX750Ti 2GB
OSドライブ	SSD SDSSDXPS 480GB
サブドライブ	本契約で増設（SATA増設用スロットあり）

(3) その他の材料等

必要なもの一式

5 契約の履行期限

平成29年10月31日（火）

6 機能等

(1) 全体の機能

- ① 本設備は 24 時間運用に耐えられるものとする。
- ② 時刻補正機能(電波時計・GPS 等)を有すること。
- ③ 防塵・防水性能 IP55 以上の記録装置ハウジングとカメラを有すること。
- ④ カメラ、記録装置は年間を通して温度の変化等、環境の変化に耐え、カバー部分は衝撃耐性が高いこと。
- ⑤ 記録装置に故障が発生し記録が停止した場合には、LED ランプが表示する等、ハウジング等外部から容易に確認できること。
- ⑥ 停電からの復電時には、停電前の状態に自動的に復旧する機能を有すること。
- ⑦ プライバシー保護のためマスキング機能を有すること。

(2) カメラ

- ① カメラ及び記録の解像度は、契約候補者の提案に基づき協議のうえ決定した解像度以上
- ② カラー撮影が可能なこと。
- ③ 光学的に画角調整(2.8mm~12mm 可変レンズ)ができる機能を有すること。
- ④ 逆光補正、デイナイト機能を有すること。

(4) 記録機能

- ① 防犯カメラの映像は、記録装置内部の記録媒体に保存できること。
- ② 記録装置及び記録媒体は破壊される恐れのないようハウジング内に収納すること。
- ③ ハウジングは鍵をかけるなど第三者が容易に記録媒体等を操作できない措置を講じること。
- ④ 映像データは暗号化し、パスワードの入力なしに第三者が再生、編集できない機能を有していること。
- ⑤ 防犯カメラの映像は、契約候補者と協議会の協議に基づき定めた日数以上の記録ができ、古いものから自動で上書き消去ができること。
- ⑥ 記録装置のデータを容易に取り出しができ、PC にバックアップが可能であること。

(5) 監視周知用告表示

防犯カメラを設置している旨が表示されている監視周知用告知表示を作製し、防犯カメラ設置箇所付近に明確に分かるように設置すること。

7 納入機器、設置工事等

- (1) 納入機器は使用可能な状態に調整し、指定の場所に設置すること。詳細については協議会と協議の上、実施すること。
- (2) 協議会が実施する地元住民を対象とした説明会や打合せ等の会議には同席をすること。また、この説明会で配布する設置場所等の資料を作成すること。
- (3) 設置工事のスケジュールについては、協議会と協議すること。
- (4) 設置及び設置工事は近隣住民の迷惑にならないよう配慮すること。
- (5) 防犯カメラの取付けに当たっては、恒常的に特定の個人、近隣建物の扉窓、車等を撮影しないよう、モニター等で画像を確認した上で、最適の位置に取付けること。

- (6) 街路灯、中電柱、NTT 柱等へ取付けにあたっては、道路管理者及び各管理者の設置条件を遵守すること。
- (7) 防犯カメラの取付け位置及び電力引込線は、道路構造令建築限界を遵守すること。
- (8) 設置工事にあたり、受注者が設置場所の確保、申請、電源の確保、官公庁等への申請等の手続きを行うこと。
- (9) 初期設定に必要なパスワード等の情報は協議会と協議して決定すること。
- (10) 防犯カメラシステム、記録再生ソフト等の取扱方法を協議会に十分に説明して引渡すこと。
- (11) 契約後、速やかに記録設定、画角、マスキング処理等について協議会と協議すること。
- (12) 設置工事完了後、協議会の立ち合いのもと動作試験を行い、結果を協議会に報告すること。
- (13) 必要に応じて協議会の指示により、機器の調整を行うものとする。

8 設置工事に係る資料の提出

設置工事に係る以下の資料を DVD 等の電子媒体及び書面(A3 又は A4)で提出すること。

- ① 施工内容が分かる図面及び資料
- ② 7、(8)に係る届出、申請書類、受領書類
- ③ 防犯カメラシステム 1 台ごとの設置日
- ④ 施工前後及び施工作業の様子が分かる記録写真(カラー)
- ⑤ 施工後の記録装置から抽出した静止画像(個人情報が含まれないようにすること)
- ⑥ 取扱説明書

9 操作研修

納入取扱説明書その他の資料を使用して、協議会が十分な運用が可能となるよう研修を行うこと。

10 保証、保守

契約候補者と協議会に基づき下記の保証、保守を行うこと。

- (1) カメラ本体及び記録装置について、通常の使用で故障をした場合、設置後 3 年間は、無償修理等により対応すること。
- (2) 保証部品が 3 年間は保有される製品を提供すること。
- (3) 保守及び修繕体制を確立し、障害発生時には迅速に対応すること。また、障害発生時における緊急連絡先一覧を提出すること。

11 既存街灯防犯カメラ等の撤去、処分

栄東まちづくりの会が栄四丁目、五丁目に設置、運用している防犯カメラ(図 2 参照)及び中央装置一式は受注者の責任で適正に撤去、処分を行い、これに伴う道路管理者への行政手続を行うこと。

12 その他

- (1) 「名古屋市公共的団体による防犯カメラの設置及び利用に関するガイドライン」を遵守し、また協議会が同ガイドラインを遵守して運用及び利用可能なものとする。
- (2) この実施説明書に定めない事項については、双方協議により決定する。

図1 老松学区第6町内会 防犯カメラ設置位置

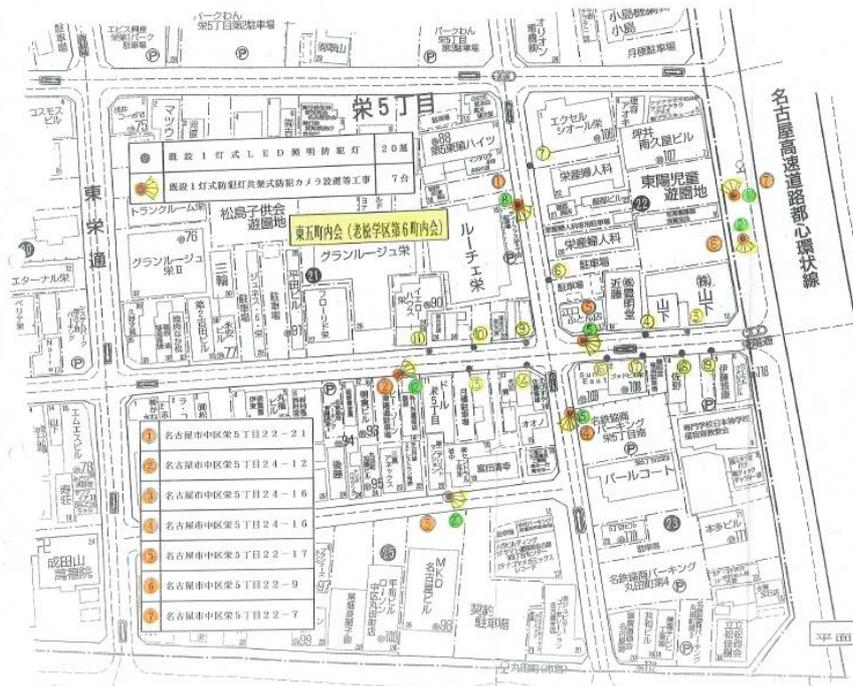


図2 栄東まちづくりの会 防犯カメラの設置位置



栄東地区における街頭防犯カメラ整備業務に係るプロポーザル要項

第1 趣旨

栄東まちづくり協議会（以下「協議会」という。）が栄東地区において行う街頭防犯カメラの整備業務に係るプロポーザルに関する各種手続、要件及び審査等の内容について必要な事項を定めるものとする。

第2 目的

栄五丁目地区の地域防犯力向上のため、街頭防犯カメラを整備することを目的とする。

第3 業務概要

1 業務名

栄東地区における街頭防犯カメラ整備業務

2 業務内容

「栄東地区における街頭防犯カメラ整備業務説明書」（以下「業務説明書」という。）のとおり。

第4 契約担当部署

〒460-0008 名古屋市中区栄五丁目 19 番 4 号 K-POINT ビル 202 号室

栄東まちづくり協議会

担 当：林

電 話：052-898-0852

E-mail：t.hayashi@sakaehigashi-mky.jp

第5 参加資格要件

プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たすものであること

- ① 名古屋市の工事請負又は物品の買入れ等の業務の入札参加資格を有するものであること。
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- ③ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- ④ 本社所在地において市町村民税の滞納がないこと。
- ⑤ 同種業務の施工実績を有していること。
- ⑥ 協議会と緊密な連絡調整が可能であること

第6 企画提案の申込

1 プロポーザル参加表明

① 提出期限

平成 29 年 7 月 27 日（木）17 時

② 提出場所

第4に定める場所

- ③ 提出方法
持参又は郵送（書留に限る。）

2 企画提案書等の提出（各25部）

- ① 会社概要のわかる資料（A4）
- ② 業務経歴書（A4）
- ③ 企画提案書（A4）

業務説明書を参照し、下記の内容を含むこと。

ア 全体の構成案

栄五丁目全体をカバーするため、防犯カメラの台数を32台を前提に、最適な場所箇所を提案してください。

イ 設置する防犯カメラ、記録装置の仕様

下記の事項を提案に含めてください。

- (ア) 記録する動画の解像度、フレームレート
- (イ) 記録装置の種類、容量
- (ウ) 提案する動画の画質と記録日数
- (エ) 提案する記録方式における記録装置の使用可能期間(目安)

ウ 業務実施体制及びスケジュール

エ 整備に係る見積額

- (ア) 下記の見積金額の上限にした提案額
7,464,000円(税込)

(イ) 上記提案額の内訳

(ウ) 設置箇所、カメラ台数の増減に伴う見積額の変更

提案者が協議会との協議により、カメラの設置台数を増減にした場合の見積額の変更の数値化された計算方法を提案に含めて下さい。

オ 業務完了後の保守体制及び費用

(ア) 保守はスポット契約を前提としています。想定される保守の内容、見積金額を項目ごとに提案してください。

(イ) カメラ、記録装置の1セット当たりの想定される電気料金を、1記録装置にカメラが1台の場合と2台の場合を区別して提案してください。

- ④ 提出期限
平成29年8月3日(木)17時
- ⑤ 提出場所
第4に定める場所
- ⑥ 提出方法
持参又は郵送（書留に限る。）

3 プロポーザル参加表明後又は企画提案書等の提出後の辞退

- ① 提出期限
ア プロポーザル参加表明の辞退
平成29年8月3日(木)17時

イ 企画提案の辞退
平成 29 年 8 月 7 日（月）17 時

- ② 提出場所
第 4 に定める場所
- ③ 提出方法
持参又は郵送（書留に限る。）による。

第 7 質問の受付及び回答

- 1 質問の提出方法
本要項及び業務説明書の内容に質問がある場合は、第 4 の契約担当部署に電子メールで問い合わせてください。
- 2 提出期限
平成 29 年 7 月 20 日（木）24:00 必着
- 3 回答方法
前記の質問書に対する回答は電子メールで返信します。

第 8 契約候補者の選定方法等

- 1 プレゼンテーションの実施
 - ① 日時
平成 29 年 8 月 8 日（火）（予定） * 時間は 18:00 以降の別途連絡した時間
 - ② 場所
第 4 に定める場所
 - ③ 提案者の参加人員
3 名以内
 - ④ 使用機器
 - ア 提案者持参のノート PC
 - イ 協議会が用意するプロジェクター、スクリーン（音声は使用しません。）
 - ⑤ プレゼンテーションの時間
20 分以内（協議会から質問及び回答の時間 10 分程度を除く。）
- 2 審査会
協議会が企画提案の審査、評価及び契約候補者の選定を行うため、審査会を開催し、選定します。
- 3 審査の方法
下記の配点で審査を行い、その総合点の最も高い者を本業務の第 1 優先交渉権者（以下「契約候補者」という。）として選定します。

項 目	配 点
見積金額	45
提案の整備内容	45
提案の保守体制、費用	10
合 計	100

4 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- ④ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤ プレゼンテーションに欠席した場合
- ⑥ その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

5 選定結果の通知

選定結果は、平成 29 年 8 月 9 日(水) (予定) までに全提案者に対し、別途電子メールで通知します。

第 9 契約に関する基本事項

1 契約の締結

本プロポーザルにより選定した契約候補者を相手方として、選定結果通知後にすみやかに契約を締結します。

2 契約の履行期限

平成 29 年 10 月 31 日(火)

3 支払方法

支払いは業務完了の検査終了後とし、適正な請求書を受理したのち一括払いとします。

第 10 その他

- 1 企画提案に要する費用は、すべて提案申込者の負担とします。
- 2 提出された企画提案書、見積書等は返却しません。
- 3 企画提案書の著作権は、参加者に帰属するものとするが、本案件のプロポーザル実施の報告等の業務の範囲内において必要と認める場合は、協議会は参加者の承諾なしに無償で提出書類の内容を使用できるものとする。

栄東まちづくり協議会ニュース 第2号

発行日：2017年6月15日 発行人：栄東まちづくり協議会事務局

住 所：名古屋市中区栄五丁目19-4 K-POINT ビル202号室 電話：052-898-0852

栄東まちづくり協議会は、平成27年12月24日に栄4丁目を開業した「ミニポートピア栄」（場外舟券売り場）の売上の1%を財源とする環境整備協力費を活用して、栄四丁目及び五丁目を中心とした栄東周辺地区の環境整備に関するまちづくり事業を企画、実施する団体です。

平成28年度には事務局の立ち上げ、本格的な事業開始年度である29年度の事業を企画するためのアンケート等の調査を行いました。29年度はいよいよ様々な事業に本格的に着手します。

本ニュースでは28年度の事業報告及び決算、29年度の事業計画及び予算を栄東地区の皆様にお知らせします。

平成28年度の事業報告及び決算

1 事業報告

(1) アンケート調査

今後、栄東地区で進めていく事業やまちづくりの方向性、住民等のニーズを把握するため、住民、事業者、就労者、来訪者が栄東地区の現状をどのように考え、どのようなまちが望ましいと考えているかなどを設問としたアンケート調査を実施しました。

① 調査方法

栄東まちづくり協議会の会員の協力のもと、栄東地区の住民等に直接配布回収。

② 調査期間

平成28年7月20日～8月中旬

③ 配布・回収結果

配布枚数：3,600枚、回収枚数：1,194件（回収率33.2%）

(2) ワークショップの実施

会員、地域住民、事業者とアンケートの結果で把握された地域課題を共有し、課題解決策、栄東地区の望ましい将来像を議論し、協議会の今後の事業計画に反映させるため、ワークショップを開催しました。

2 決算

収 入		支 出	
事 項	金額(円)	事 項	金額(円)
名古屋市補助金	12,000,000	事務費(協議会運営経費)	8,353,848
雑収入(利息)	26	事業費	3,644,480
補助金戻入	▲1,698	調査検討事業(アンケート、ワークショップ)	3,186,000
		広報活動(ウェブサイト、広報紙)	458,480
合 計	11,998,328	合 計	11,998,328

平成 29 年度の事業計画及び予算

1 事業計画

平成 28 年に行った「栄東地区まちづくりアンケート」の結果等を踏まえ、栄東地区の課題を解決するため、下記の「魅力づくり・にぎわいづくりを目指す事業」、「暮らしやすい地域づくりを目指す事業」を行います。

(1) 防犯事業

地域防犯力向上のため、栄 5 丁目に防犯カメラを整備します。

(2) 防災事業

地域防災力向上のため、現在、まちづくりの会等で実施されている防災訓練、防災講演会を協議会もともに主催して行うことで、自助・共助の仕組みの啓発を行います。

(3) 池田公園再整備構想検討事業

現在、池田公園は、地域の活動の拠点として、イベント会場として使用され、また災害時の避難所としての使用も想定されています。そのあり方について十分な調査、検討を行い、30 年度以降の再整備につなげるものとします。

(4) 道路空間再整備構想検討事業

違法駐車・駐輪がされにくい道路、歩きやすく、かつ、にぎわいのある道路空間とするため、自動車の通行規制等の社会実験の実施も含め、道路のあり方、道路空間の再配分等の再整備構想を検討します。

(5) 多文化共生事業

中区は、栄を中心とした商業地区が就業地となり、名古屋市の区の中で外国人の総数、人口比が最も高い。栄東地区を外国人が暮らしやすい街とするため、また外国人と地域住民の交流を図るため、外国人の子ども等への日本語、生活文化、習慣の教育、外国人の相談等の事業に取り組めます。

(6) 地域活性化事業

従来からの継続したイベントである夏祭り、イルミネーション・イベントの設営、イルミネーション装飾に加え、商業地区の新しい街灯のモデル設置、公衆無線 LAN (Free Wi-Fi) などのハード整備を中心とした事業、商業地区の再開発、リノベーションによるにぎわいづくりなどの地域活性化事業を行います。

① 夏祭り、イルミネーションオープニングイベントの設営

栄東まちづくりの会、栄レジャービル協会等が共催する夏祭り、イルミネーションオープニングイベントに協議会がともに主催して、テント、椅子、机、ステージ等の設営を行います。

② イルミネーション装飾

従来はイルミネーションの装飾は池田公園内のみであるが、現地まで来ないと装飾があること

がわからないことから、栄周辺の誘客促進のため、池田公園から広小路、久屋大通までの路上を延長します。

③ 商業地区の街灯のモデル整備

現在は「栄ウォーク街」と表記された街灯が地区内に多くあるが、老朽化が進み、デザイン的にも陳腐化している。これを今後、継続的に整備していくため、一部の通りに新しい街灯をモデル設置し、明るさの向上とにぎわいづくりを図ります。

④ 公衆無線 LAN (Free Wi-Fi) の整備とアプリの開発

現在、全国の観光地を中心に、屋外でスマホを利用する若い世代を中心とした世代、国内通信事業者とキャリア契約していない外国人の誘客のため、公衆無線 LAN (Free Wi-Fi) の整備が進んでいる。名古屋市においても、名古屋駅西銀座商店街、栄ミナミ地区、大須商店街でも整備がされています。

栄東地区においても、商業地区の一部、イベント会場として利用される池田公園を Free Wi-Fi エリアとするため、公衆無線 LAN を整備し、あわせて栄東地区の魅力を発信するための情報が詰まった「栄東ポータル」(WEB 上の情報の入り口) を開発します。そして、このポータルを栄東地区の店舗と共同で、より魅力あるものに育てていきます。

⑤ 商業地区活性化の研究

栄東地区の商業ビルは栄レジジャービル協会のアンケート調査によると、入居率が 65% と低迷しています。また雑居ビルの多くは古く、形状も道路面 (ファサード) は上下の階段、エレベーターの動線と店舗の横壁という魅力に乏しいものとなっています。

雑居ビルの多くは収益性の低さから建替えが進まず、または解体後はリスクの低いコインパーキングへの用途転換が進み、商業地区としての魅力、にぎわいが低下してきています。

こうした状況を打開するため、まちづくりの視点から、再開発、リノベーション等による魅力、にぎわいの回復の可能性、手法を研究します。

(7) まちづくりビジョン (仮称) の策定

協議会として、今後ともまちづくり事業を継続的に行っていくためには、栄東地区を将来、どんな街にしていくべきか、そのためにどのような事業を行っていくべきかなどの中長期的なマスタープランを住民、事業者と協議しつつ策定し、そのビジョンに従って、毎年度の事業計画を策定していくべきものと考えます。

平成 28 年度に行ったアンケート、ワークショップ、栄東まちづくりの会が同年度に策定した「まちづくり構想」(骨子) などをもとに、「まちづくりビジョン」(仮称) の策定を行います。

(8) 調査研究事業

今後とも、協議会が様々な事業を企画、実施していくためには、全国のまちづくりに関する情報を収集し、研究していくことが必要となります。そのために、先進事例の視察、まちづくり団体への加入又は連携等を行います。

2 予算

収 入		支 出	
事 項	金額(円)	事 項	金額(円)
名古屋市補助金	55,000,000	事務費（協議会運営経費）	10,533,000
		事業費	44,467,000
		防犯カメラの整備	7,464,000
		防災訓練、防災講演会の実施	263,000
		池田公園再整備構想検討	5,912,000
		道路空間再整備構想検討	1,200,000
		多文化共生事業	2,750,000
		池田公園夏祭り、イルミネーション・イベントの設営	900,000
		イルミネーション装飾 （池田公園、広小路および久屋大通までの道路）	5,035,000
		商業地区の街灯モデル整備	8,472,000
		公衆無線 LAN (Free Wi-Fi) の整備とアプリの開発	9,092,000
		商業地区活性化の研究	1,000,000
		まちづくりビジョン策定事業	2,000,000
		調査研究事業	379,000
合 計	55,000,000	合 計	55,000,000

● 栄東まちづくり協議会ウェブサイトができました！

平成 29 年 3 月 31 日に協議会ウェブサイトが開設され、協議会の組織、事業について紹介しています。今後、協議会の会議の案内、報告、実施している事業などを掲載していきます。

栄東まちづくり協議会

検索



● 多文化共生事業・花見会を実施しました！



中区では人口の約 10 人に 1 人が外国籍の方で、出身地域の順では、中国・台湾、フィリピン、韓国・朝鮮となっています。栄東地区にもたくさんの外国人の方が住み、働いています。

多文化共生とは「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら。地域社会の構成員として共に生きていくこと」（「多文化共生の推進に関する報告書」平成 18 年 3 月総務省）とされています。

当協議会では、多文化共生事業を重要な事業の一つに位置付け、まずは地域住民等と外国人の方の相互理解を進めるため、身近な体験を共有すること、「近所づきあい」をすることから始めました。4 月 2 日には老松学区北部集会所のある「どんぐり広場」で花見会を開催し、地域の方と多くの外国人の方が参加されました。